



発行 東京都

目次

57

告示

○令和六年東京都告示第四百十一号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正  
（主税局徴収部徴収指導課）…

○令和六年東京都告示第四百十三号（納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託）の一部改正  
（同）…

○東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託  
（保健医療局医療政策部医療政策課）…

告示

●東京都告示第五百四十号

令和六年東京都告示第四百十一号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

二の表(一)の項中

「都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に」を「都税に係る徴収金のうち自動車税に係るもの」に係るもの

改め、同表(二)の項中

「東京都及び他府県のアメリカ合衆国隊の構成員等が所有又は取得する自動車に係る自動車税及び自動車税種別割の過誤納還付金」を「東京都及び他府県のアメリカ合衆国隊の構成員等が所有又は取得する自動車に係る自動車税の過誤納還付金」に改める。

●東京都告示第五百四十一号

令和六年東京都告示第四百十三号（納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

二の表中

「都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に」を「都税に係る徴収金のうち自動車税に関する納付の申請に係る手数料」に改める。

●東京都告示第五百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
公益社団法人東京都歯科医師会  
千代田区九段北四丁目一番二十号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容  
東京都立心身障害者口腔保健センター条例（昭和五十九年東京都条例第四十六号）第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

